

国民保護に関する業務計画

令和3年4月

一般社団法人 奈良県LPガス協会

目 次

第1章 総 則	1～2
第1節 国民保護業務計画の目的	
第2節 国民保護業務計画の基本方針	
第3節 想定される武力攻撃事態等及び緊急対処事態	
第4節 国民保護措置	
第2章 平素からの備え	2～3
第1節 活動体制の整備	
第2節 関係機関との連携	
第3節 連絡体制の整備	
第4節 LPガス施設等に関する備え	
第5節 LPガス輸送に関する備え	
第6節 LPガス安定供給	
第7節 訓練の実施	
第3章 武力攻撃事態等への対処	3～4
第1節 武力攻撃事態等対策本部等への対応	
第2節 活動体制の確立	
第3節 LPガス消費者に対する情報提供	
第4節 施設の適切な管理及び安全確保	
第5節 応援体制の整備	
第4章 武力攻撃災害の復旧に関する措置	5
第1節 応急の復旧	
第2節 災害の復旧	
第3節 災害時における復旧用資材機器の確保	
第5章 緊急対処事態への対処	6
第1節 活動体制の確立	
第2節 緊急保護措置の実施	
第6章 その他資料	6～
1 (一社)奈良県LPガス協会関連組織図	
2 (一社)奈良県LPガス協会緊急連絡体制表	
3 災害によるLPガス被害状況報告様式	

第1章 総 則

第1節 国民保護業務計画の目的

この目的は、武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の施行により奈良県が定める「奈良県国民保護計画」に基づき、奈良県から指定を受けた指定地方公共機関として一般社団法人奈良県LPGガス協会（以下「協会」という。）の業務に関する国民保護業務計画を作成し、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

第2節 国民保護業務計画の基本方針

協会は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令（有事法制及び関係政省令等をいう。以下同じ。）、国民の保護に関する基本方針（平成17年3月25日閣議制定）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、その業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

第3節 想定される武力攻撃事態等及び緊急処理事態

1. 武力攻撃

わが国における外部からの武力攻撃をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけでなく、国に準じる者もあり、攻撃の大小、期間の長短や攻撃の対象地域、攻撃の態様等も種々である。奈良県国民保護計画においては次の4種類が想定されている。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

2. 武力攻撃予測事態

武力攻撃に至っていないが、事態が緊迫し武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

3. 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

4. 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射線物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

5. 緊急対処事態

この計画で、想定される緊急対処事態は以下に掲げる事態例が想定される。

(1) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
炭疽菌、サリン等を使用した攻撃
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

(2) 攻撃対象施設による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
可燃性ガス貯蔵施設等の攻撃、ダムへの攻撃
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等への攻撃、列車等への攻撃

第4節 国民保護措置

協会は、武力攻撃事態等に対処するため、次の措置を実施する。

- (1) 避難住民に対するLPガス及び器具等の供給
- (2) 生活関連等施設（拠点避難施設等）の安全確保
- (3) 危険箇所等の把握及び武力災害予防のための情報提供

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

協会は、国民保護を的確かつ迅速に実施するため、会員との連絡調整組織として、正副会長等で組織する国民保護連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

第2節 関係機関との連携

平素から、奈良県及び関係団体等との間で、国民保護措置における連絡体制の整備に努めるものとする。

第3節 連絡体制の整備

LPガス設備の被災状況、国民保護措置の実施状況、供給物資の情報を迅速に収集、集約できるように、県下にそれぞれ組織される各支部及び理事の緊急連絡網を定める。また、会員相互の連絡体制の整備に努めるものとする。

第4節 LPガス施設等に関する備え

協会は、傘下LPガス事業者、LPガス充てん所等の施設について、武力攻撃事態等における被害が発生した場合、被害の軽減、二次災害防止のための措置を講じるため会員相互の応援支援体制の整備に努めるものとする。

第5節 LPガス輸送に関する備え

国民保護措置のための緊急物資としてのLPガス輸送手段の確保については、県内各地のLPガス事業者等の協力体制を構築するものとする。

第6節 LPガス安定供給

国民保護措置のための緊急燃料供給の安定を図るため、協会は関係団体と協力、連携を図るものとする。

第7節 訓練の実施

奈良県等が実施する国民保護措置についての訓練について、協会及び各支部において積極的に参加するように努めるものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 武力攻撃事態等対策本部等への対応

武力攻撃事態等対策本部等への対処に関する方針（以下「対処基本方針」という。）が定められ、奈良県に奈良県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合には、県対策本部を中心とした国民保護措置の推進を図るものとする。

第2節 活動体制の確立

1. 緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ関係職員の参集を行うものとする。

2. 対策本部の設置等

(1) 県対策本部が設置された場合には、必要に応じて一般社団法人奈良県LPガス協会国民保護措置対策本部（以下「協会対策本部」という。）を設置する。

(2) 協会対策本部は、奈良県及び市町村から国民保護措置の実施に関する要請の調整、情報の収集、集約、連絡及び各支部での共有、広報その他必要な総

括業務を実施するものとする。

- (3) 協会対策本部を設置したときは、県対策本部に連絡を行うものとする。
- (4) 各支部は、協会対策本部が設置された場合には、必要に応じ協会対策本部に準じた組織（以下「支部対策本部」という。）を設置するものとする。
- (5) 各支部は、支部対策本部を設置したときは、協会対策本部に連絡をするものとする。
- (6) この計画に定めるもののほか、協会対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

3. 対策本部の具体的対応

(1) 情報収集及び報告

- ① LPガス施設等の被災状況、国民保護措置の実施状況、運行状況など武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、これらの情報を集約し、必要に応じ奈良県に報告するものとする。
- ② 協会対策本部は、県対策本部より武力攻撃等の状況や国民保護措置を実施するにあたり、必要となる安全に関する情報などについて収集を行うと共に支部対策本部等に連絡を行うものとする。

(2) 通信体制の確保

- ① 武力攻撃事態等が発生した場合には、直ちに必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保するものとする。
- ② 通信手段については、協会対策本部及び支部対策本部との間の通信について確認するものとする。

第3節 LPガス消費者に対する情報提供

協会対策本部は、奈良県及び市町村から武力攻撃事態等に関する情報を得た場合は必要に応じ支部対策本部を通じて、地域におけるLPガス消費者に対し、被災の状況、その他の情報提供に努めるものとする。

第4節 施設の適切な管理及び安全確保

LPガス充てん所等においては、安全の確保に十分配慮の上、巡回、警備の強化等安全確保のための措置を講ずるよう努めることとする。

第5節 応援体制の整備

1. 応援隊の組織

支部対策本部は、必要に応じて会員の協力を得て、応援隊を編成する。

2. 応援隊の出動

被害状況に応じて、協会対策本部との打合せにより応援復旧活動を行う。

第4章 武力攻撃災害の復旧に関する措置

第1節 応急の復旧

1. 会員等は、武力攻撃災害が発生した場合、LPガス設備の緊急点検を実施し、被害状況を把握するとともに迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努めることとする。
2. 会員等は、応急の復旧を行う場合、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うよう努めるものとする。
3. 復旧にあたっては、必要に応じ支部対策本部相互間の連絡調整に努めることとする。
4. 協会对策本部は、支部対策本部からの報告を受け、必要に応じ被災情報及び応急の復旧の実施状況を奈良県に報告するものとする。

第2節 災害の復旧

1. 復旧計画の策定

災害が発生した場合は、被害状況の調査を行い、正確な情報を収集し、次により復旧計画を策定する。

- (1) 復旧の地域、箇所
 - (2) 復旧手順及び方法
 - (3) 復旧要員の動員及び配置計画
 - (4) 復旧用資器材の調達
 - (5) 復旧作業の日程
 - (6) その他必要な対策
- #### 2. 重要施設の最優先復旧計画

被害が甚大な場合には、病院、拠点避難施設等を優先的に復旧するよう計画立案する。

第3節 災害時における復旧用資材機器の確保

協会对策本部は、次の方法等により資材機器の確保に努めるものとする。

- (1) 関係団体への協力要請
- (2) 取引先、メーカー等からの調達
- (3) 卸売事業者、配送事業者からの応援
- (4) 被害地域以外の会員等からの融通（近郊府県販売事業者を含む）

第5章 緊急対処事態への対処

第1節 活動体制の確立

協会緊急対処事態対策本部の設置

1. 奈良県緊急対処事態対策本部（以下「県緊急対処事態対策本部」と言う。）が設置された場合には、に必要なに応じて協会緊急対処事態対策本部を設置するものとする。
2. 協会緊急対処事態対策本部は、協会内における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び協会内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。
3. 協会緊急対処事態対策本部は、緊急対処事態の状況に応じ、その事務を処理するための体制を強化する者とする。
4. この計画に定めるもののほか、協会緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

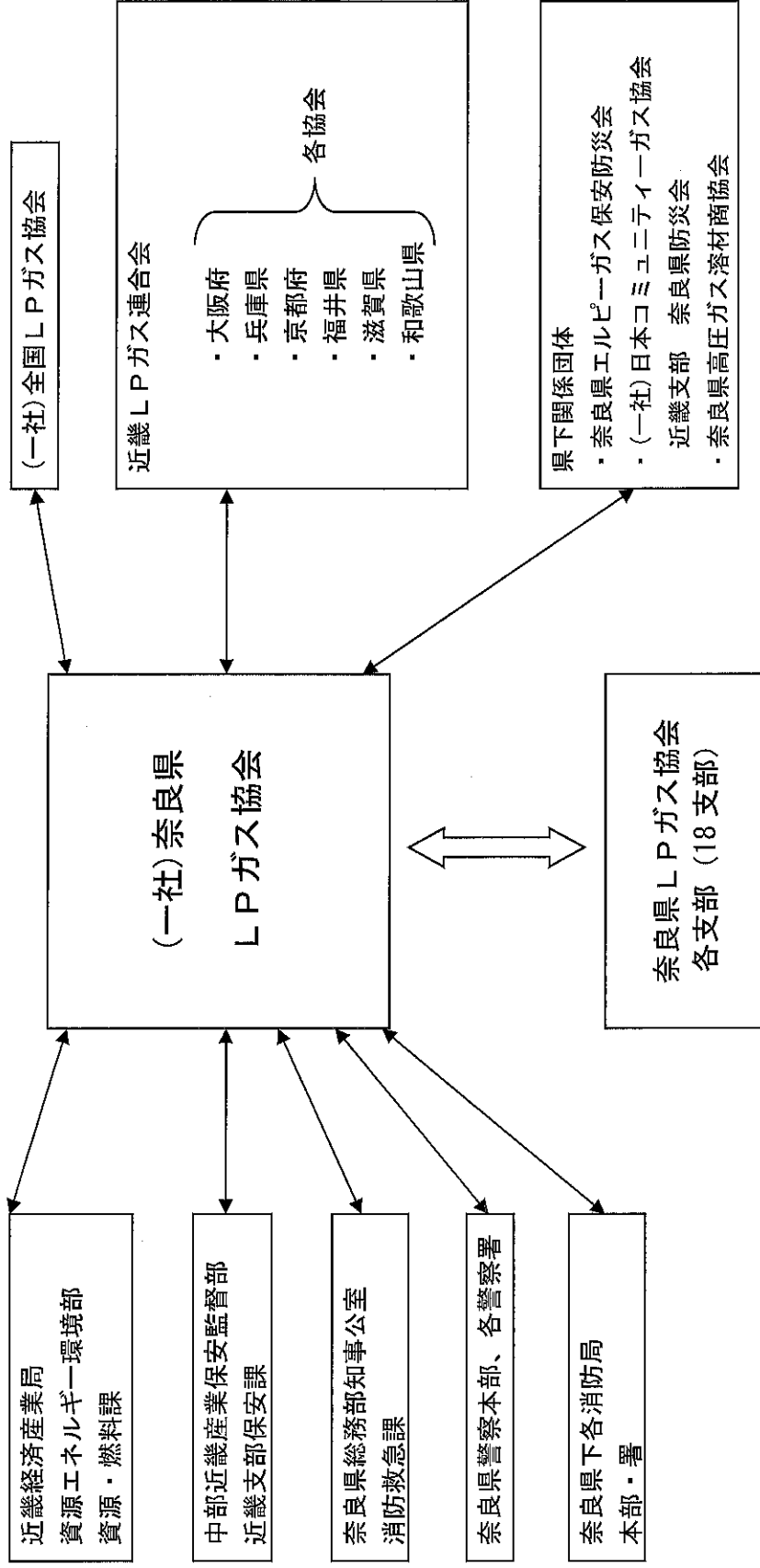
第2節 緊急保護措置の実施

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から第4章の定めに従って行うこととする。

第6章 その他・資料

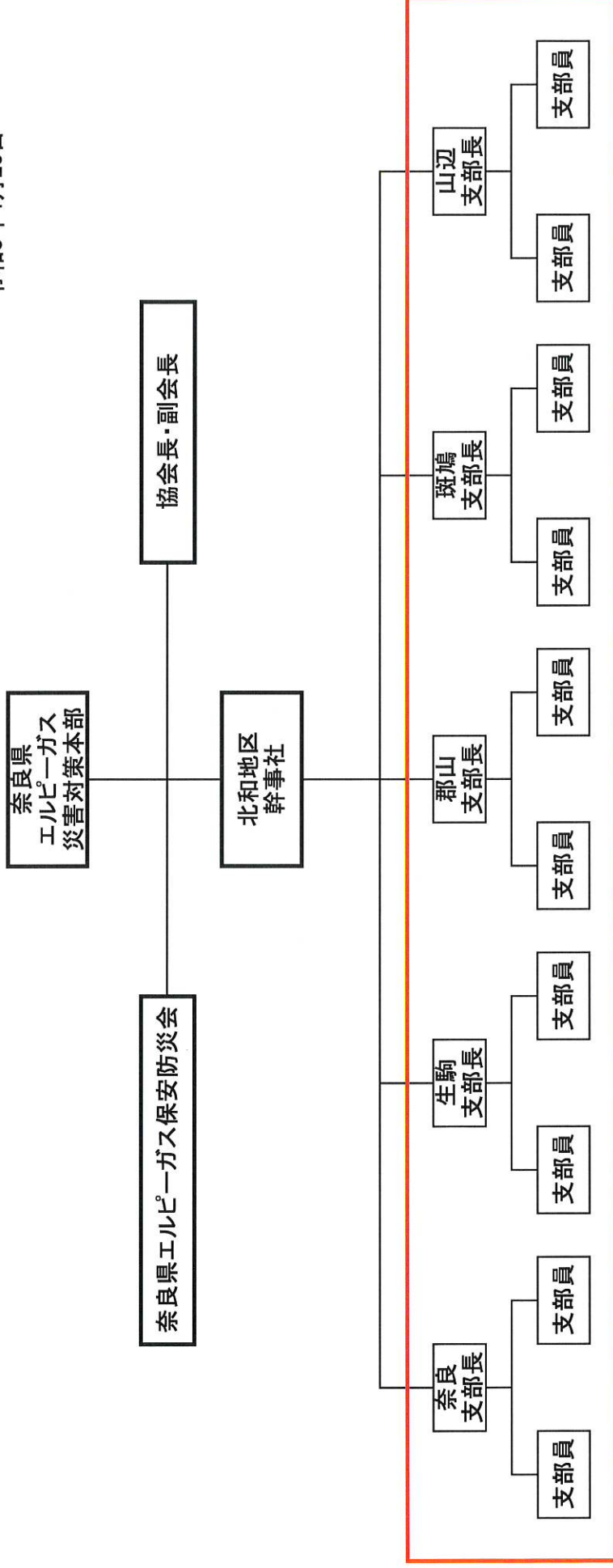
1. 一般社団法人奈良県LPガス協会関連組織図
2. 一般社団法人奈良県LPガス協会緊急連絡体制表
3. 災害によるLPガス被害状況報告様式

1 (一社) 奈良県 L P ガス協会関連組織図



2 (一社)奈良県LPガス協会緊急連絡体制表 -北和地区-

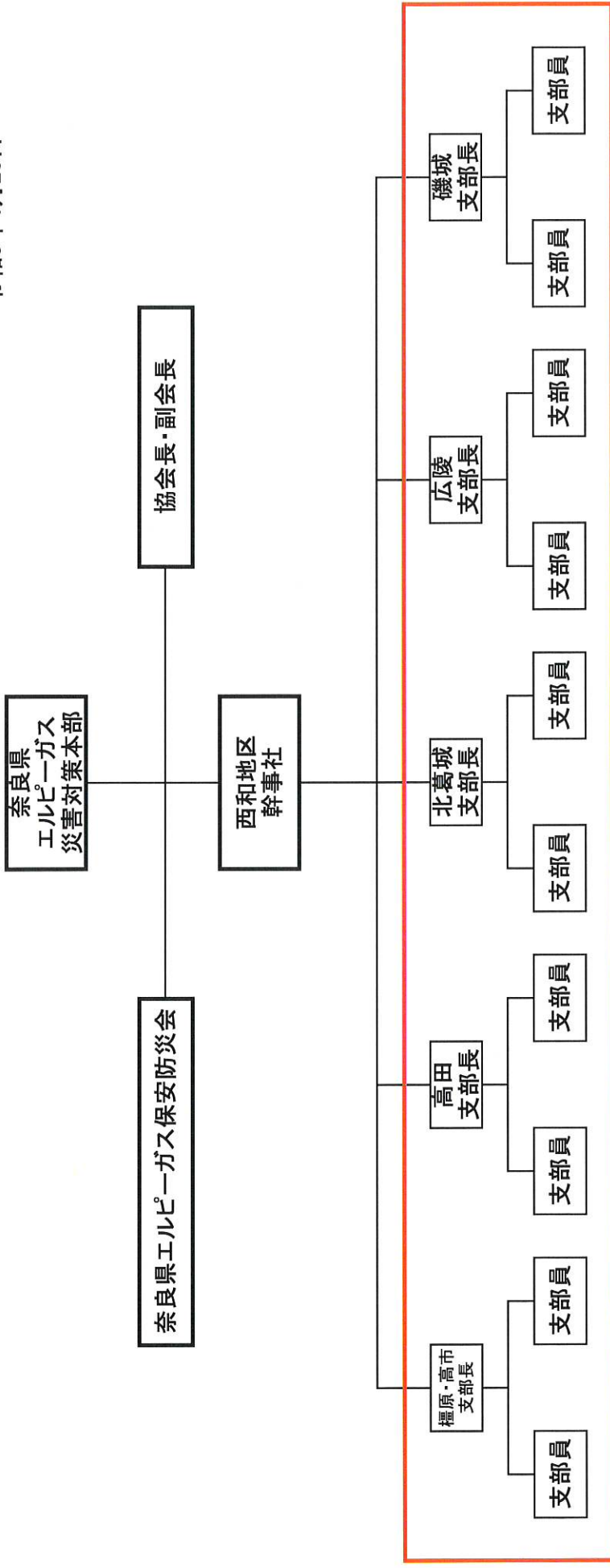
令和3年4月20日



※ 赤線枠内は、各支部で体制を作成する。

2 (一社)奈良県LPガス協会緊急連絡体制表 -西和地区-

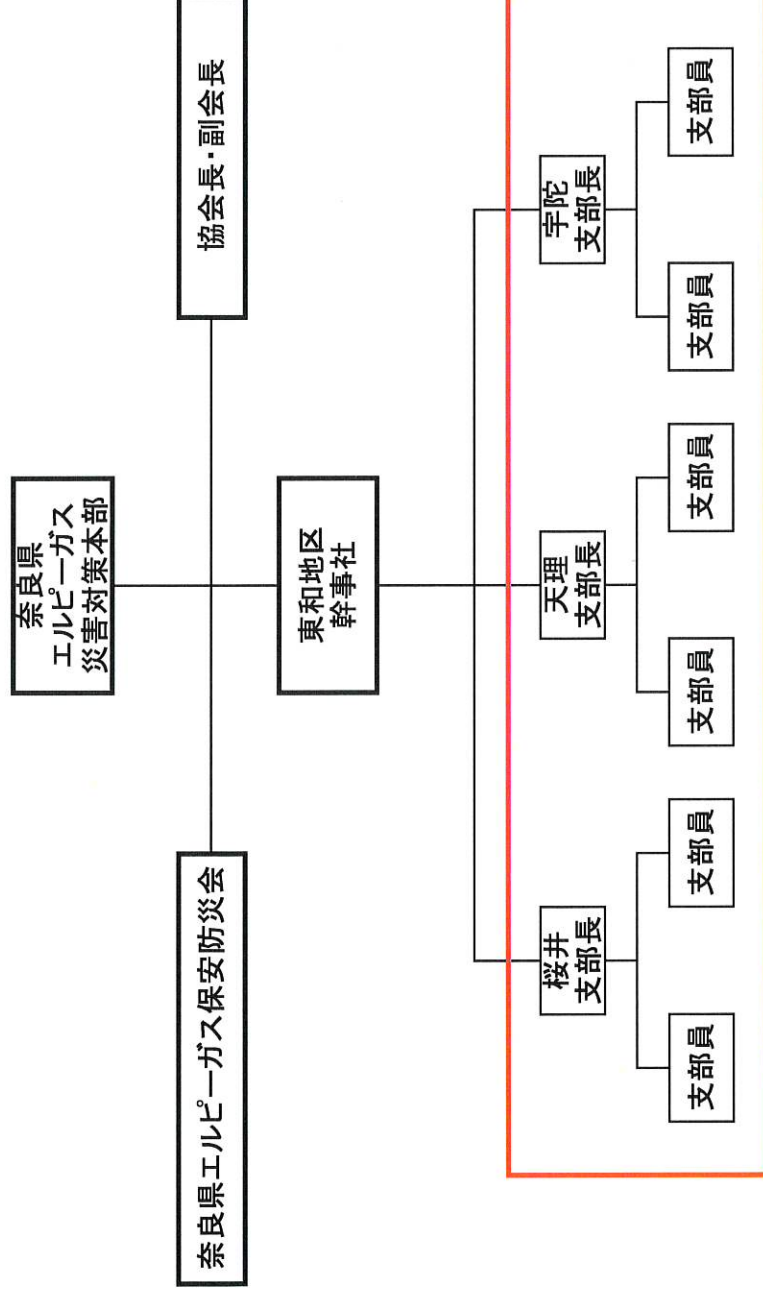
令和3年4月20日



※ 赤線枠内は、各支部で体制を作成する。

2 (一社)奈良県LPガス協会緊急連絡体制表 -東和地区-

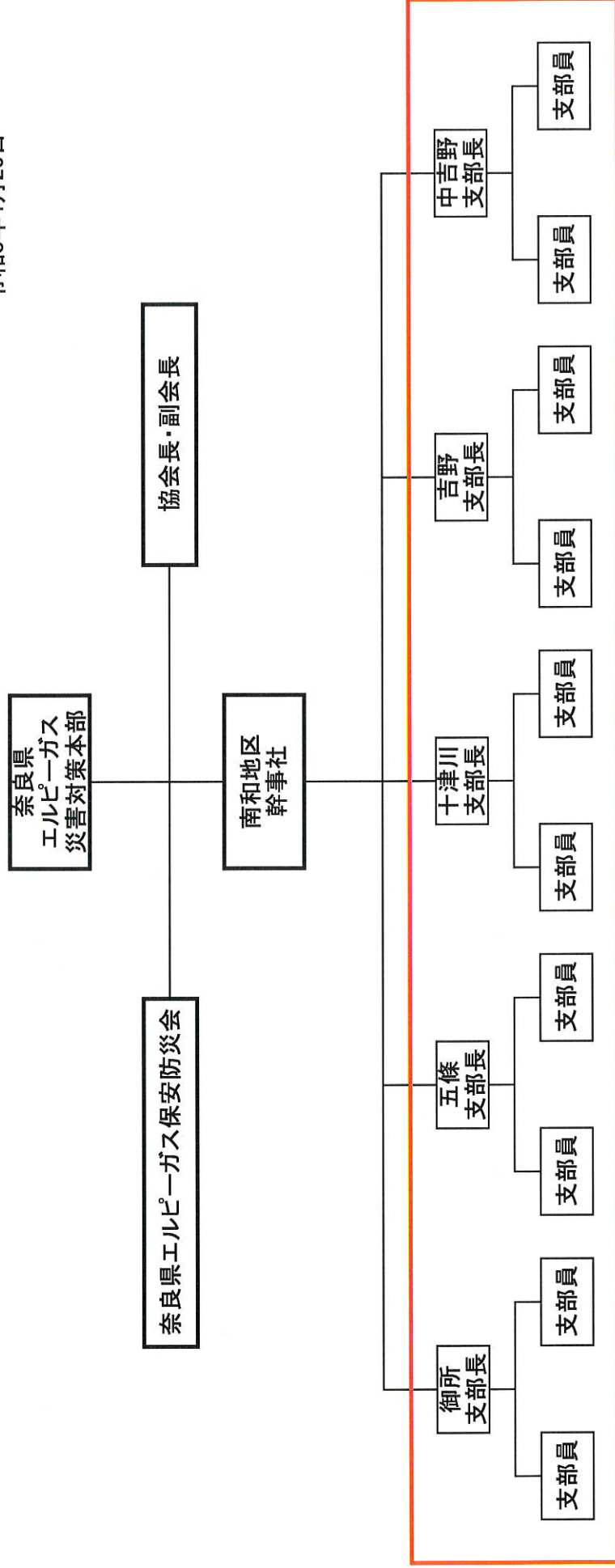
令和3年4月20日



※ 赤線枠内は、各支部で体制を作成する。

2 (一社)奈良県LPガス協会緊急連絡体制表 -南和地区-

令和3年4月20日



※ 赤線枠内は、各支部で体制を作成する。

3 災害によるLPガス被害状況報告様式

被害状況報告（第1報）	
発信者	地区現地災害対策本部
日時	年 月 日 時 分
被害状況	
事業所の被害状況	人的被害：
	事業所施設の被害：
地域の概括的被災状況	付近建物の被災：
	道路の損壊：
顧客の概括的被災状況	
応援の要否	
応援の要否	
応援してほしい内容	

【協会FAX】

0742-33-7193